

改正個人情報保護法等を踏まえたプライバシー保護検討タスクフォースに係る
事業者団体へのアンケート結果について

1. 実施時期

平成 27 年 11 月 24 日（火）～12 月 7 日（月）

2. 協力団体

- （一社）電気通信事業者協会
- （一社）テレコムサービス協会
- （一社）日本インターネットプロバイダー協会
- （一社）日本ケーブルテレビ連盟
- （一財）日本データ通信協会
- （一社）情報通信ネットワーク産業協会

3. 質問事項

（1）匿名加工情報の取扱いについて

タスクフォースでは、今後、電気通信分野における匿名加工情報のあり方について検討を行う予定にしているところ、以下の点についてご教示ください。

- ・ 特に、位置情報・閲覧履歴などを匿名加工情報として利用することを検討、あるいは、将来的に検討する可能性がありますか。その場合、どのような事例が想定されますか（なるべく具体的にご教示ください）。
- ・ 位置情報・閲覧履歴以外で匿名加工情報として利用することを検討しているものはありますか。

（2）電気通信サービスの定義について

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、「電気通信サービス」について、「電気通信事業者が業務として提供する電気通信役務（電気通信事業法第 2 条第 3 号に定める電気通信役務をいう。）及びこれに付随するサービス」とされているところ（ガイドライン第 2 条第 2 号）、その範囲の考え方について検討を行う必要があると考えています。

このため、今後の検討に係る議論に向け、以下の点についてご教示ください。

- ・ 現行ガイドラインの下、「付随するサービス」として提供しているサービスの例としてどのようなものがありますか。
- ・ 例えば、電気通信役務と関連して提供されている決済サービスや課金代行サービス、各種オプションサービス等については、上記定義との関係でどのように取り扱っていますか。

（3）ガイドラインの保護対象について

ガイドラインでは、保護対象を「個人情報」としており、個人情報保護法が保護対象を「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」に区分するのに比べ、保護対象が広がっているところですが、保護対象が広いことによる何らかの不都合は発生していますか。

(4) ガイドラインでは、

- ① 電気通信事業者が取得する個人情報を電気通信サービス提供に必要なものに限ること（ガイドライン第4条第1項）、
- ② センシティブとされる個人情報は原則として取得を禁止すること（同条第2項）、
- ③ 個人情報の利用目的を変更することが許される場合でも、電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えないものとする（ガイドライン第5条第3項）

が定められているところですが、これらの取扱いの変更に関する意見・要望はありますか。変更する必要があると考えている場合、その具体的な理由をご教示ください。

(5) 安全管理措置など、小規模事業者の事業活動において懸念される点としてどのようなものがありますか。

(6) 上記のほか、改正法の内容も踏まえた、電気通信事業分野ガイドラインの規定内容に関する意見・要望がありましたらご教示ください。

アンケートに対する主な回答

(1) 匿名加工情報の取扱いについて

タスクフォースでは、今後、電気通信分野における匿名加工情報のあり方について検討を行う予定にしているところ、以下の点についてご教示ください。

- ・特に、位置情報・閲覧履歴などを匿名加工情報として利用することを検討、あるいは、将来的に検討する可能性がありますか。その場合、どのような事例が想定されますか（なるべく具体的にご教示ください）。
- ・位置情報・閲覧履歴以外で匿名加工情報として利用しているものはありますか。

○位置情報・閲覧履歴を利用する可能性がある等の回答

- ・ 位置情報・閲覧履歴の利用について検討する可能性はある。ショッピングモールや店舗内等のある地点における通過量/方向などの位置情報を分析するニーズ等。
ビジネス利活用という観点で一般的に想定されるものを記載しますと、「契約者情報・位置情報(基地局・Wi-Fi・GPS)・閲覧履歴(自社サイト)・利用履歴・購買履歴(各種自社提供コンテンツ等)・嗜好情報(アンケート等からの情報等)」といった情報を分析し、他社(各企業)に対し、個人の属性やニーズに応じた「サービス企画(改善等)・販促活動・CS(ユーザコミュニケーション)改善・広告配信等の提案」を行うといった活用可能性がございます。(位置情報はどのような側面でも利活用されると考えています。)
- ・ 公衆無線 LAN サービスで、外国人観光客の来訪者状況を観光関係の公的機関や小売商店向けに公衆無線 LAN サービス利用者の閲覧履歴や導線情報を提供する。
- ・ 携帯アプリ経由で位置情報・閲覧履歴は現在取得しており、利用状況の分析、サービスの改善、新サービスの企画・開発などに利用していることから、今後も利用する予定である。
- ・ 具体的検討はしていないが、弊社サービスの拡充にむけた嗜好調査など、位置情報・閲覧履歴情報の利用の可能性はある。
- ・ 店内の行動履歴と購入品の分析を行うサービスや Beacon を活用したサービスの提供等、市場のニーズにあわせ、将来的には位置座標を匿名加工情報として活用することを想定致します。
- ・ 通信端末の位置やショッピングサイトの閲覧情報から、リアル店舗への誘導をするために使用し、さらに、店舗内売り場でのお勧め商品に動線を向ける。
- ・ 自動運転や機器移動制御のために、位置情報を取得して、補正し、高精度な位置情報として提供を行うようなサービスなどが考えられる。
- ・ 位置情報や閲覧履歴などを基にして、アプリ利用者の周辺にある地域の話題等を提供する場合に利用する事等が考えられます。

○購入履歴等を利用する可能性があるとの回答

- ・ 購買履歴やアプリ等の各種利用履歴、嗜好情報等の利用を検討する可能性がある。
- ・ 現時点では、検討しているものはありませんが、将来的には、商品嗜好、興味指向の分析により新商品の開発やその選択について利用することが考えられます。

- ・ サービス利用者の購入履歴などが考えられますが、具体的な検討はこれからです。
- ・ 現時点では、検討しているものではありませんが、将来的には、視聴履歴、ショップ CH 購入履歴、加入者情報等が加工情報の DB となることが考えられます。

※位置情報・閲覧履歴を匿名加工情報として利用する予定はないとの回答もあった。

(2) 電気通信サービスの定義について

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、「電気通信サービス」について、「電気通信事業者が業務として提供する電気通信役務（電気通信事業法第 2 条第 3 号に定める電気通信役務をいう。）及びこれに付随するサービス」とされているところ（ガイドライン第 2 条第 2 号）、その範囲の考え方について検討を行う必要があると考えています。

このため、今後の検討に係る議論に向け、以下の点についてご教示ください。

- ・ 現行ガイドラインの下、「付随するサービス」として提供しているサービスの例としてどのようなものがありますか。
- ・ 例えば、電気通信役務と関連して提供されている決済サービスや課金代行サービス、各種オプションサービス等については、上記定義との関係でどのように取り扱っていますか。

○「付随するサービス」への該当有無は、事業者側では判断できていないとの回答

- ・ 現状、回線契約を前提にコンテンツサービス等といったサービスを提供しているが、ガイドラインにおける「付随するサービス」の定義（電話帳発行業務以外に何が含まれるか）や電気通信事業法上の付随サービスの位置づけが不明確のため、「付随するサービス」への該当有無は事業者側では判断しかねる状況。

このため、具体的なサービスが「付随するサービス」に当たるかは、「付随するサービス」の定義、引いては「電気通信サービス」の定義が明らかにされていく中で、ご相談させて頂きたい。

※ 上記回答に関しては、以下の補足あり。

現状、携帯電話サービスの約款等に規定している料金明細書や分計請求書の発行といった独立性の薄いものについては、「付随するサービス」に含まれると考えています。

一方、電力や保険といった他分野のガイドラインで規律される事業を通信事業者が提供する場合でも、これらの事業は「付随するサービス」ではないとの認識であります。

○「付随するサービス」と捉えているとの回答があったもの

- ・ 携帯電話サービスの約款等に規定している料金明細書や分計請求書の発行といった独立性の薄いもの（再掲）
- ・ 見守りサービス
- ・ 電話帳発行業務
- ・ セキュリティ対策、占い・動画などエンタテインメントサービス
- ・ セキュリティソフトの提供・クラウド型メールサーバ
- ・ 他社へのプライマリー電話用帯域の提供
- ・ (TV サービスにおける) レンタルチューナーサービス、無線 LAN レンタルサービス、物販サービス

- ・ 電気通信役務の課金（決済）、オプションサービス
- ・ 電子メールアカウント追加、電子メールやホームページ保存ディスク容量の拡張、固定 IP アドレスサービス、PC ウィルスチェックソフトの提供、公衆無線 LAN サービス ID の提供
- ・ 電気通信役務を利用する顧客へ執務スペースを特別に提供するサービス
- ・ 導入（キッティング）作業、問合せ窓口、機器提供
- ・ 端末の販売、セキュリティサービス、雑誌読み放題サービス
- ・ IP 電話（将来的には、MVNO や地域 BWA も対象になると考える）
- ・ 各種オプションサービス
- ・ インターネット接続サービスのウィルス対策ソフト提供、ホームページ容量追加サービス、ケーブル電話サービスの発信番号表示サービス、迷惑電話撃退サービス

○「電気通信役務」に該当し、「付随するサービス」とは捉えていないとの回答があったもの

- ・ 各種オプションサービス（メールアドレス追加、メールフィルタ設定、メール転送／メールリングリスト設定、メールウィルスチェック、ホームページ管理、ブログサービス、ウィルス対策ソフト提供等）

○「付随するサービス」とは捉えていないとの回答があったもの

- ・ 電力や保険といった他分野のガイドラインで規律される事業（再掲）
- ・ 接続サービスやメールサービス以外の上位サービス
- ・ 決済サービスや課金代行サービス、各種オプションサービス等など（一部のセキュリティサービスを除く）。

○電気通信役務と関連して提供するサービスにおいて、「付随するサービス」とそれ以外を区別していないとの回答

- ・ 電気通信役務と関連して提供しているサービスには、メール、ウェブ、ブログ、サポートがあるが、これらがガイドライン中の「付随するサービス」に該当するか否かについては、取り立てて峻別していない。

(3) ガイドラインの保護対象について

ガイドラインでは、保護対象を「個人情報」としており、個人情報保護法が保護対象を「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」に区分するのに比べ、保護対象が広がっているところですが、保護対象が広いことによる何らかの不都合は発生していますか。

○散在情報まで保護することは難しい、コストがかかるとの回答

- ・ 散在情報まで保護対象になるが、現実の業務において、散在情報まで安全管理措置を講じて保護することは難しい。
- ・ 保護する対象が増えてしまい管理が従来よりも大変になりコストがかかる。

○他組織、他分野との連携に際して不都合が生じる可能性があるとの回答

- ・ 保護対象が広がったことにより対象となった組織と業務提携した場合、足並みをそろえる必要がある。 そのことが将来の事業発展に影響が及ぶ可能性があるのではないかと懸念している。

- ・ 現状、不都合は発生していないが、今後、個人情報が分野横断的に利活用されていくことを踏まえると、ガイドラインと個人情報保護法との間で差分があると不都合が発生する可能性があることから、考え方を整理して頂きたい。

○不都合はないとの回答

- ・ すべて統合して個人情報として管理しておりますので不都合はありません 等

(4) ガイドラインでは、

- ①電気通信事業者が取得する個人情報を電気通信サービス提供に必要なものに限ること（ガイドライン第4条第1項）、
 - ②センシティブとされる個人情報は原則として取得を禁止すること（同条第2項）、
 - ③個人情報の利用目的を変更することが許される場合でも、電気通信サービスを提供するために必要な範囲を超えないものとする（ガイドライン第5条第3項）
- が定められているところですが、これらの取扱いの変更に関する意見・要望はありますか。変更する必要があると考えている場合、その具体的な理由をご教示ください。

<①についての回答>

○変更の必要はないとの意見

- ・ ①については、現行ガイドラインにおいて『電気通信サービスを提供するため必要な場合』には、現在提供している電気通信サービスのために直接必要な場合に限らず、それと関連性を有する場合（例えば、新サービス提供のためのアンケート調査を行う場合等）も含まれる」と規定されており、それを踏まえると実行上問題がない。③についても①と同様。
- ・ 接続サービス、メールサービス等の電気通信サービスにおいては、必要最低限の個人情報の取得、センシティブ情報の取得は行っていないことから、現在の規律のままで問題ないと考える。

○個人情報の取得が可能な事業分野を限定することには十分な検討が必要との意見

- ・ ①と③については、電気通信事業専業でない事業者も少なくない中、ガイドラインにおいて、法律の要求を越え、利用目的とする事業分野を限定する規定等を設けるかは十分な検討が必要である。

○その他

- ・ 「電気通信サービス」の定義に関連するものであり、設問2と関連性の高い内容の為、設問2における整理を踏まえて、別途要望事項について整理・検討したい。

<②についての回答>

○変更の必要はないとの意見

- ・ ②は JISQ15001 と同様の思想であり、必ずしも不相当とは思われない。
- ・ ②については、政令に規定される内容にもよるが、要配慮個人情報を取得する必要性がないので、取得が原則禁止であっても実行上問題がない。
- ・ 接続サービス、メールサービス等の電気通信サービスにおいては、必要最低限の個人情報の取得、センシティブ情報の取得は行っていないことから、現在の規律のままで問題ないと考える。（再掲）
- ・ 変更について必要はないと考えますが、変更する場合でもセンシティブな個人情報の例外的な取扱

いについて解説に示されている例示については現行のままを希望します。

○他分野のガイドラインと整合させていくべきとの意見

- ・ 「電気通信サービス」の定義にもよるが、同意を前提に健康情報等を扱う場合も考えられることから、他分野とのバランスにも鑑み、必要に応じ現行の規定振りを見直し頂きたい。

例えば、センシティブ情報については、現行個人情報保護法や分野別ガイドライン（経産分野ガイドラインなど）には規定がないところ、電気通信分野のガイドラインでは規定されており、上乗せ的规定となっています。今後、要配慮情報を規定する改正保護法が施行されれば、他分野ガイドラインにもその旨規定され、電通ガイドラインの水準に追いつくと思われませんが、それでも電通ガイドラインが相対的に厳しい部分が残ることや、分野によって解釈が異なることも想定されるため、そのような場合には整合性を取るようにはしていただきたいと考えます。

<③についての回答>

○変更の必要はないとの意見

- ・ ①については、現行ガイドラインにおいて「『電気通信サービスを提供するため必要な場合』には、現在提供している電気通信サービスのために直接必要な場合に限らず、それと関連性を有する場合（例えば、新サービス提供のためのアンケート調査を行う場合等）も含まれる」と規定されており、それを踏まえると実行上問題がない。③についても①と同様。（再掲）

○利用目的とする事業分野を限定することには十分な検討が必要との意見

- ・ ①と③については、電気通信事業専業でない事業者も少なくない中、ガイドラインにおいて、法律の要求を越え、利用目的とする事業分野を限定する規定等を設けるかは十分な検討が必要である。（再掲）

○改正個人情報保護法の規定内容と文言を揃えるべきであり、電気通信以外の分野において横断的に個人情報を利活用することが阻害されないようにすべきとの意見

- ・ 改正個人情報保護法では利用目的を変更する場合「相当の関連性」を必要としている文言から記載を取り外している為、ガイドライン（第5条第2項）についても表現を合わせるべき（利用目的の変更に対する規制緩和をした点）。

また、第5条第3項の規定があるところ、電気通信以外の分野においても横断的に個人情報を利活用することを阻害されないよう、他分野とのバランスにも鑑み、必要に応じ現行の規定振りを見直し頂きたい。

※ 特に変更する必要がない、意見はない等の回答もあった。

(5) 安全管理措置など、小規模事業者の事業活動において懸念される点としてどのようなものがありますか。

○安全管理措置に関するコストの増大やリソースの不足等（業務的な負担、設備費用の負担、人的リソースの不足、組織体制の不備、専門家の育成等）を懸念する回答

- ・ 小規模事業者においては、改正個人情報保護法及びガイドラインの内容を正しく理解し事業活動に

反映できる人材が不足しているのではないかと考える。

- ・ 情報セキュリティのPDCAサイクルを回していくだけの人的リソースや組織体制が整っていないことを懸念する。
- ・ 個人情報に関する社員教育やシステムセキュリティ専門職の育成など運用負担の増大。
- ・ イニシャル・ランニングコストが必要となるセキュリティ強化を求められる事。
- ・ 安全管理措置を講ずるための業務的な負担および設備費用等の負担が増加する。
- ・ 要員、資金面で小規模事業者は安全管理義務を果たすための設備、仕組みを十分に整備することが出来るかを懸念している。
- ・ 今まで以上のセキュリティ精度の向上を求められると思いますので対策、運用コストの増加と万が一の時の補償が懸念されると考えます。
- ・ 安全管理に必要な、コスト、人的資源の負担の増加が懸念されます。
- ・ NATの増大と通信ログの保存期間の義務化により、HD容量の増大化。
- ・ 個人情報を安全に管理するためのシステム構築、セキュリティ対策などの設備構築/運用にかかる費用負担が懸念される。補助金や補助施策を検討する必要があるのではと考える。

○その他

- ・ 委託先の監督、開示、苦情処理といったところへの対応。
- ・ 現時点では懸念されるものは無いと思われませんが、前例で対応しきれない事案が今後起こり得ると思われしますのでご指導をお願いします。
- ・ 「どこまで行えば安心か」という点では非常に判断の難しいところ。
- ・ 対策規模の違いがそのまま事業発展に影響が及ぶのではないかと懸念している。

※ 懸念点はないとの回答もあった。

(6) 上記のほか、改正法の内容も踏まえた、電気通信事業分野ガイドラインの規定内容に関する意見・要望がありましたらご教示ください。

- ・ 現状でも為されているが、より具体的な内容をイメージできる形で規定して戴きたい。また、FAQ等についても充実されることを望む。
- ・ 電気通信事業分野と利用サービスとの完全分離で、装置ベンダーがやるべき事とサービスベンダーがやるべき事を明確に判るようにして欲しい。
- ・ 匿名加工情報については、内容・基準について具体的な規程と解説が必要と考えます。